

研究奨励寄付金に関する取扱要項

平成 30 年 5 月 10 日制定
平成 30 年 4 月 1 日施行
令和 5 年 3 月 29 日改正
令和 5 年 4 月 1 日施行

(目 的)

第 1 条 この要項は、日本大学松戸歯学部（以下「本学部」という）における研究奨励寄付金（以下「奨励寄付金」という）の取扱いについて定める。

(定 義)

第 2 条 奨励寄付金とは、企業等学外の機関又は個人篤志家等（以下「寄付者」という）から本学部に対し、研究奨励等を目的として申し込まれた寄付金をいう。

(受入れ基準)

第 3 条 奨励寄付金は、本学部における研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に受け入れる。

2 次の各号に掲げる条件が付されている寄付金は、奨励寄付金として受入れることができない。

- ① 奨励寄付金により取得した財産を寄付者に譲与すること
- ② 奨励寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うとされていること
- ③ 寄付申込後、寄付者がその意思により奨励寄付金の全部又は一部を取り消すことができること
- ④ 奨励寄付金による研究の結果得られた知的財産権の権利を寄付者に譲与し、又は使用させること

(使 途)

第 4 条 奨励寄付金の使途は、研究の実施に要する支出又は研究の奨励を目的とする支出に限るものとする。

(申込み)

第 5 条 寄付者は、所定の書類を学部長に提出しなければならない。

2 寄付者は、奨励寄付金を使用できる対象について、次の各号に掲げるいずれかに指定することができる。

- ① 本学部
- ② 本学部を設置する講座
- ③ 本学部に属する専任教職員

(受入れの決定)

第 6 条 学部長は、前条の申込みがあった場合は、受入れの諾否を決定し速やかに寄付者に通知する。

(奨励寄付金の納入等)

第 7 条 寄付者は、前条における通知受領後、当該奨励寄付金を本学部へ納入するものとする。

- 2 本学部に属する専任教職員として本大学以外の機関から採用された者又は他部科校から異動した者が、当該機関又は当該他部科校で受け入れた奨励寄付金を本学部に移管する場合は、あらかじめ寄付者及び当該機関又は当該他部科校の同意を得るものとする。

(管理経費)

第8条 奨励寄付金を受け入れた場合は、受入れ金額の20パーセントに相当する額を管理経費として徴収する。

- 2 前項により徴収した管理経費はいかなる理由があっても返還しない。
3 前条第2項に規定する他部科校から異動した者が、他部科校で受け入れた奨励寄付金を本学部に移管した場合は、原則として管理経費の徴収は行わない。

(奨励寄付金の管理)

第9条 奨励寄付金は、日本大学経理規程の定めるところにより本学部において管理する。

(奨励寄付金の使用期間)

第10条 奨励寄付金は、受入れ年度から起算して3年度目の年度末を超えて繰り越すことはできない。

- 2 第7条第2項により奨励寄付金を本学部に移管する場合、奨励寄付金は、移管完了年度から起算して3年度目の年度末を超えて繰り越すことはできない。

(購入物品等の帰属)

第11条 研究のために購入した機器備品及び図書等は、本学部へ帰属する。

(使途変更等)

第12条 日本大学松戸歯学部長（以下「学部長」という）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使途変更又は移管することができる。

- ① 寄付目的が達せられた奨励寄付金で、残額があり、かつ継続して寄付受入れ予定がないため、他の目的に使途を変更する場合
- ② 第10条に規定する奨励寄付金在使用期間満了となった場合
- ③ 第5条第2項第3号により指定された本学部へ属する専任教職員が他機関へ異動又は退職等したため、当該奨励寄付金の使途を変更する場合
- ④ 第5条第2項第3号により指定された本学部へ属する専任教職員が他機関へ異動するため、奨励寄付金を当該他機関に移管する場合

- 2 使途変更又は移管する場合は、あらかじめ寄付者の同意を得るものとする。

(所 管)

第13条 この要項に定める奨励寄付金の受入れに関する事務は、研究事務課が行う。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。